B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書

B型肝炎訴訟は、国が法律によりすべての国民・住民に強制した集団予防接種における注射器の使い回しによって、多くのB型肝炎ウイルス感染被害者を生んだことについての国の責任を明らかにし、被害救済することを求める裁判である。

この問題については、平成23年1月11日、国、原告とも札幌地裁が示した和解案を「国の加害責任に基づく謝罪」、「被害者全員の救済」を条件に受け入れた。

しかしながら、和解協議を重ねているものの被害者の救済に向けた具体的な対応策 には至っていない。

B型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行し、あるいは慢性肝炎を経ずして 突然肝がんを発症することもある極めて深刻な病気である。原告のみならず、多くの 肝炎患者は、今後の症状悪化に対する不安、多額の治療費の自己負担額、そしていわ れなき差別・偏見に苦しみながら日々の生活を送っている。

よって国におかれては、下記事項を早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 集団予防接種による注射器の使い回しによって被害を受けた被害者が原告となったB型肝炎訴訟において、未発症者も含め、被害者全員を速やかに救済すること。
- 2 肝炎患者にとって経済的負担の心配ない医療費助成制度の整備を進めること。
- 3 肝炎患者に対する差別・偏見をなくすための正しい知識の啓発活動をさらに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年3月23日

鳥取市議会議長 中 西 照 典

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 参 議 院 議 長 様 厚 生 労 働 大 臣 内 閣 官 房 長 官